

大河ドラマ『南海道の晴嵐』を期して(一九四)

文出水 康生

戦国おもしろ百話

三好・織田・豊臣・徳川時代に生きる横田内膳正村詮

——阿波岩倉和泉岸和田近江水口駿河駿府伯耆米子への変転十六——

好天の日本平・鉄舟寺

この稿の探求の為に駿河静岡に中村郁夫さんと昨年十一月十八日に行ったときには好天であった。富士山が眺望される日本平に立ち、駿河湾・太平洋を見下ろし、長駆して鉄舟寺を訪問した。中村郁夫さんと旧知の住職に気さくに應對して戴いた。「清水湊の名物はお茶の香りと男伊達……」と歌われる「旅姿三人衆」のとおり愉快に走った。鉄舟寺の名は幕末・維新の英傑山岡鉄舟の名によるものである。本来の名は久能寺で千三百年の歴史を



好天の日本平から日本一の富士山を眺む



補陀洛山鉄舟寺の山門



鉄舟寺所蔵の「薄墨笛」と中村一氏の「薄墨笛」の添状



鉄舟寺蔵の木像蘭陵王面



「心外無法」の山岡鉄舟の書と坐像

持つ古刹で、現在にそれぞれの時代の經典・仏像・書画などの宝物を所蔵している。その本堂縁側から富士山が眺望され、探訪の日是好天で優雅な姿が写真に写された。

中村一氏と薄墨の横笛

この鉄舟寺に天正十八(二五九〇)年の「小田原征伐」の直後から関ヶ原合戦前まで駿河国主であった中村一氏の名を残す「薄墨の横笛」が所蔵され現在に横笛の名手の赤尾三千子(有名な日本愛国党の赤尾敏のお嬢さん)が演奏に活用されている。その「薄墨の横笛」は牛

若丸が京の五条の橋で弁慶をひらりひらりと飛翔して打ちのめした時に吹いていたものとされる。それが源義経の名で久能寺に奉納されたとされる。その横笛を駿河国主となった中村一氏が修復して名を刻んでいる。一氏が駿河支配の当初に豊臣秀吉の朱印状の威光で寺社領の安堵をして安定を図った。その延長上に位置するものと推測されるが、文禄四(五九五年)四月二十五日に「薄墨の横笛」の修理をして、以後は寺宝として門外不出を命じた。駿河統治には横田内膳正村詮が表面に立つて代行するが、

氏の存在を示す事例として『清水市史』に記録される。

なお、鉄舟寺には山岡鉄舟と親交を持った俠客清水次郎長を顕彰する石碑が建てられている。幕末に勝海舟と西郷隆盛の江戸城無血開城の談合をした時の仲介の使者として山岡鉄舟が立ち、その護衛を清水次郎長一家がした。鉄舟寺が明治になって荒廃していたのを明治十六(一八八三)年に再興した山岡鉄舟の坐像、鉄舟の遺志を継承して明治四十三年に完成させた清水の魚商芝野栄七の坐像も建てられている。その鉄舟寺を日本一の富士山が見下ろしている。

横田内膳正村詮の駿河統治

中村一氏が駿河国主になった当初には豊臣秀吉の朱印状の威光で指し出し検地による寺社の本領安堵をして伝統継承の方針を示して民心を安定させることに努めた。その後、実際に検地による再安堵を予告する但し書きを付けた。横田内

膳正村詮は氏の宿老として田中城(八〇〇〇石・藤枝市)城主に配置されたが病気がちの国主中村一氏に代わって駿府城で駿河二国の統治に敏腕を振るつた。後に東海道五三次として整備される駿河国内の宿駅を前国主であった徳川家康の方針を継承して整備した。田中城の城下である藤枝宿を上下に分けて問屋場を設け、旅籠を建てた。藤枝宿の東に岡部宿、西に島田宿を設置して交通を便利とした。後の東海道五十三次のうちの十二宿が駿河国内に存在して、藤枝宿は品川宿から二十二番目で江戸から四十九里三十町四十五間の距離であった。「箱根八里は馬でも越すが越すに越されぬ大井川」と馬子唄に歌われた箱根も大井川も統治下にあつて、大井川は道中の難所であり時々に氾濫した。その河道を隣の遠州掛川城主山内一豊と中村一氏が協力して変更して相互互惠の新田開発したことが『大井川町史』に記録される。中村一氏と山内一豊は木下藤吉

郎の時代から秀吉・子飼いの家臣として出世して徳川家康が関八州に転封された後の駿河駿府・遠江掛川にそれぞれに城主となつて、独自に検地を実施し、領国の統治をした。大井川の河道を共同の太工事として入国当初に計画して、文禄・慶長の朝鮮出兵の多端な時代の十年ほどの領国支配の間に実現させ、対岸に島田宿・金谷宿を置き「川留め」の時を幸運・不運の時として旅人が宿泊・逗留して人生の悲喜こもこもを現出させる。なお、石工や鍛冶師などの必要とされる技術者の組織化、諸役免除による優遇などの施策も行われた。

「横田村詮法度」による 「国総検地・統治推進」

中村氏と山内一豊は豊臣政権の中老として京の聚楽第に詰めることが多かったと推測されるので、領国の統治は信頼できる宿老に代行させていた。それが中村一氏の場合は横田内膳正村詮、山内一豊の場合は野

中主計亮・福岡市右衛門尉であった。中村一氏が病身であったことも関係したかと思われるが、横田村詮への依存度の高さを横田内膳正村詮が発給した文書が圧倒的であるということが証明する。国主の中村一氏が九点、弟の沼津城主中村彦左衛門尉氏次が四点、興国寺城主河毛宗左右衛門尉重次が三点、長沼藤右衛門尉秀綱が五点であるのに、横田内膳正村詮は九十六点を発給しているのである。このことを本多隆成『近世初期社会の基礎構造』（吉川弘文館・九八九・三刊）の「中村氏の駿河支配」で検証されている。九十六点の発給文書のうち十二点が天正十九年の入国当初に発給したのに対して、慶長四（五九九）年に五十八点が発給されている。慶長四年には、朝鮮出兵が失敗に帰し、その事後処理に追われながら横田内膳正村詮が駿河・国支配を三氏に代行して駿河全域に発給し文書が現在に残存しているのである。その主

要なものが「横田村詮法度」で、駿河・国の総検地を横田内膳正村詮が責任者として実施して、検地の終わった郷村の百姓宛に発給したのである。「横田村詮法度」が徳川家康の「七条定書」による五カ国検地と比較されながら、豊臣系大名による「太閤検地」の実施として日本史研究上でも注目されている。

このことが、『静岡県史』をはじめ、『清水市史』『沼津市史』『小山町史』『吉原市史』『富士宮市史』『大井川町史』などの市町史誌に特筆されて記録されている。これらの市町史誌の調査を昨年十一月十七日に静岡県中央図書館歴史文化センターで中嶋郁夫主任・好意的な係員の協力によって、該当箇所のコピーをコンビニのコピー機でさせてもらった。土地勘のないことで遠慮なく質問して教示を受けて短時間に所期の目的を達成することが出来た。同行の中村郁夫さんが中嶋郁夫さんと同名であることでの

ながら一般ビル四階に密やかに存在するので近くまで行つていたのに何度もあちらこちらで尋ねながら漸くにたどり着いたのであった。

さて、「横田村詮法度」は慶長四（五九九）年四月から九月にかけて集中的に駿河の全域に検地の終了した各郷村の百姓中に発給された。現在に四十二点が発見されている、と言う。現存状況は西から、旧郡域で志太郡九点・益津郡二点・安倍郡九点・有渡郡一点・庵原郡五点・富士郡五点・駿東郡十一点とされる。内容は五箇条で第一條に検地の結果としての年貢率が定められ、村々が上・中・下・下々の四等級とされ、年貢率が七割・六割五分・六割五分とされ、干魃や大風雨の時には救済措置をとる。第二條は夫役について規定し、二〇〇石につき三人、百姓の少ない村は二〇〇石につき米三〇石、知行高の少ない給人には二〇〇石につき三石ずつ米を出す。規定どおりの夫役を務めればその他に人足を出してはならないと付記している。第三條はその村の領主であっても検地帳に記載された百姓を奉公人に出させることを禁止、代官や給人が武家の奉公人がするべき仕事に使役しようとした場合には百姓は一切同意してはならない。百姓が喧嘩・口論をしても代官や領主に訴えず郡奉行に訴えること、郡奉行が判断し

かねる場合は公儀（この場合は大名である中村氏）へ報告して判断を委ねることを指示している。第四條には給人の手作りを禁止、検地帳に記載された諸木は代官や給人に出してはならない。付けたりとして、米と大豆の交換比率は駿東の場合には沼津町、それ以外は府中町の売買の比率に従うことを規定。第五條は蔵入れ地には人足役がないので給人知行地より年貢率が高くなっている。給人が自分の百姓だからと言って非分を申し懸けることは勿論、たとえどのような罪科があつても私的に処罰することは禁止することが規定される。

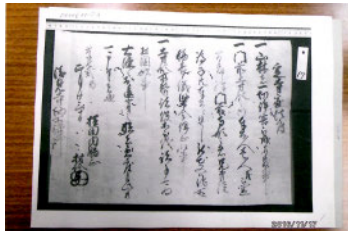
この様に「村詮法度」は全体をとうして給人が土地や百姓を恣意的に支配することを厳しく規制している。具体的には年貢率は大名が決める、給人の手作り経営や百姓を奉公人にすることを禁止し、犯罪者に対する勝手な処分を禁止、百姓の喧嘩口論も給人でなく郡奉行に直接に訴えさせる、などを規定している。



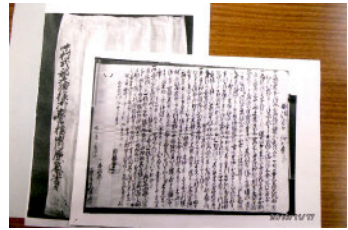
鉄舟寺庭園の山岡鉄舟像



鉄舟寺境内の「薄墨音秋雨の篝火補陀洛山」の句碑



横田内膳正の清見寺納所宛「定寺家法度」



「中村式部大輔様御家臣横田内膳正殿御書付」の表書の「横田村詮法度」

訪しただけで、親しみを感じ、再訪すること、都合が良かった。